

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月十五日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則六一九一

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類

第七条中「第十二号及び第十四号」を「第十三号及び第十五号」に改め、「第四条第一項第六号」の下に「及び第十二号」を加え、「第十三号及び第十五号」を「第十四号及び第十六号」に改める。

第十三条中「第十一号」を「第十二号」に改める。

別表第一警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類の項の次に次のように加える。

警察官（巡査）採用試験 サイバー犯罪捜査Ⅱ類	給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務 の級一級の職
---------------------------	---------------------------------

別表第二警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類の項の次に次のように加える。

警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類	教養試験 専門試験（記述式） 専門試験（口述式） 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査 体力検査	専門試験 （記述式） 専門試験 （口述式）	コンピュータシス テム、情報セキュ リティ、データ構 造及びアルゴリズム、ソフトウエア 設計、ソフトウエア開発、マネジメント並びにストラ テジ
-----------------------	--	--------------------------------	--

別表第三職員採用上級試験の項第一号中「告示の日（以下「試験の告示の日」という。）の属する年度」を「第一次試験の日の属する年度（以下「試験年度」とい

う。）」に改め、同項第二号中「試験の告示の日の属する年度」を「試験年度」に改め、同表職員採用初級試験の項及び免許資格職員採用試験の項中「試験の告示の日の属する年度」を「試験年度」に改め、同表経験者職員採用試験の項中「試験の告示の日の属する年度の四月一日」を「試験年度の四月一日」に改め、同表警察官（巡査）採用試験Ⅰ類の項中「試験の告示の日の属する年度」を「試験年度」に改め、同表警察官（巡査）採用試験Ⅱ類の項中「試験の告示の日の属する年度」を「試験年度」に改め、「取得見込みの者」の下に「で警察官（巡査）採用試験Ⅰ類の受験資格に該当しない者」を加え、同表警察官（巡査）採用試験Ⅲ類の項から警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類の項までの規定中「試験の告示の日の属する年度」を「試験年度」に改め、同表警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類の項中「試験の告示の日の属する年度」を「試験年度」に改め、「合格している者」の下に「及び合格する見込みの者」を、「有する者」の下に「及び有する見込みの者」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>警察官（巡査）採用試験 サイバー犯罪捜査Ⅱ類</p>	<p>試験年度の四月一日における年齢が十九歳以上三十歳未満の者のうち当該年度の三月までに初任給規則別表第三に定める基準学歴区分の短大卒の資格を取得した者及び取得見込みの者で情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条第一項の情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。）に合格している者及び合格する見込みの者又は同法第七条に規定する情報処理安全確保支援士となる資格を有する者及び有する見込みの者で警察官（巡査）採用試験Ⅰ類の受験資格に該当しない者</p>
-----------------------------------	--

別表第三警察事務職員採用上級試験の項から市町村立小・中学校事務職員採用初級試験の項までの規定中「試験の告示の日の属する年度」を「試験年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。